

## ○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 <b>事前対策</b> の充実	災害時の <b>応急活動</b> 対策
災害救援ボランティア活動	【災害救援ボランティア受入体制の整備】	【県災害救援ボランティア支援センターの設置】
	<p>○ 市町村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市町村地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。</p> <p>○ 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。〔県民局〕</p> <p>○ 県は、市町村との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。〔安全防災局、県民局〕</p>	<p>県は、県災害対策本部を設置した時は、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、予め定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。</p>
		【市町村災害ボランティアセンターの設置】
		<p>市町村、市町村社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。</p>
		【災害救援ボランティアの受入れ】
		<p>○ 県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。</p> <p>○ 市町村においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努めるものとします。</p> <p>○ 県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。</p>

## ○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 <b>事前対策</b> の充実	災害時の <b>応急活動</b> 対策
	<p><b>【ネットワークづくりの推進】</b></p> <p>○ 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行います。〔安全防災局、県民局〕</p> <p>○ 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携によるボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。〔県民局〕</p> <p>○ 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。〔県民局〕</p> <p>○ 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。〔県民局〕</p> <p>○ 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。</p>	
	<p><b>【人材の育成と活用】</b></p> <p>○ 県は、大規模地震の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。また、人命救助に必要な基礎的スキル等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。〔安全防災局〕</p> <p>○ 県は、災害時におけるボランティアの需給調整等を行う災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座をかながわコミュニティカレッジ講座等において災害救援ボランティア支援団体と協働で実施します。また、受講者が、実践の場を踏み即戦力となれるよう、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供など受講後のフォローアップに取り組みます。さらに、市町村と協力し、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。〔県民局〕</p> <p>○ 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。</p>	

## ○ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成29年2月

項目	災害時応急活動 <b>事前対策</b> の充実	災害時の <b>応急活動</b> 対策
		<b>【発災直後における被災地情報等の収集】</b>
		県は、発災後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況やボランティアニーズ、災害ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握します。
		<b>【県ホームページによる情報の収集・発信】</b>
		県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。
		<b>【登録ボランティア（個人・団体）に対する情報配信】</b>
		県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メールやファックス等の通信手段により、ボランティアニーズ等に関する情報の配信を行います。
		<b>【災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援】</b>
		行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。